

平成30年

寒河江市農業委員会第8回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第8回総会

日時 平成30年8月27日(月) 午前9時00分
会場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 國井 新弥
4番 石倉 隆一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	8番 菊地 健	9番 渡邊 正

事務局

事務局長 門口 隆太	事務局長補佐 佐藤 利美
総務主査 高子 英晴	総務係長 菊地 亮
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖広	農地係主事 国井 茂伸

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第33号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第35号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第36号 農用地利用集積計画書の審議について

事務局（農地主査） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第 3 3 号から議第 3 6 号までの議案について一括で上程
します。

（1）議第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可処分につ
いて」

（2）議第 3 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可
申請書の審議について」

（3）議第 3 5 号「非農地証明願の審議について」

（4）議第 3 6 号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第 3 3 号から議第 3 6 号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第 3 6 号「農用地利用集
積計画書の審議について」、4 番土屋委員、9 番佐藤委員、1
2 番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
菅井会長職務代理者が欠席でしたので、大泉邦彦委員、報告
をお願いします。大泉委員。

大泉委員 はい、議長。8 番、大泉です。代理の代理ですので、よろ
しくお願いします。

では、報告いたします。

菅井会長職務代理者が欠席でしたので、私、大泉がかわっ
て、去る 8 月 2 1 日に開催されました事前審査会の報告を行
います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各
地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査
会における現地調査として、非農地証明願案件 2 件を実施し、

審査しました。

議第35号「非農地証明願の審議について」、順位2番、3番、寒河江地区の案件です。現地は、大字寒河江字追方、寒河江コンクリート株式会社の南方向にある連担した土地です。平成15年に農地法の許可を受け、物置及び農作業場として利用されており、非農地と判断できる場所でした。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時44分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位43番朗読)

これは、先ほど非農地証明でも出てまいりましたが、ちょうど渋谷会館の、真南ではないんですけれども、元の112号線と成人病センターからの細い道の交差点の南側にございます。寒河江生コンと隣接する場所でありまして、次の5条のほうにも関連したものが出てまいりますので、そこで詳しく説明したいと思います。現地のほうは、8月12日、佐藤委員、小野推進委員と現場を確認してまいりました。地区審査のほうでも異議ございませんでした。

報告いたします。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位43番、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第33号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、7ページをお開きください。

順位のほうに44番、45番とありますけれども、45番のほうから説明したほうが理解しやすいと思いますので、45番から説明したいと思います。

(議案書順位45番朗読)

これは、先ほどの3条に申請されました土地と、105平米と68平米との等価交換になるものでございます。■さ

んが先ほど3条で渡した農地の105平米は■■■さんの農地にくっついているようなところで、また、この68平米は両脇が■■■さんの土地だと。真ん中にうねみたいな細い土地があるものだから、そこを等価交換というようなことでありますけれども、現況、もう既に交換して使っている現況でございます。3条で渡した畑はきれいに■■■さんのほうが家庭菜園、野菜畑につくったようでございます。■■■さんのほうは、もらう土地は一括してサクランボの雨よけテントが張られていたようなところでございます。

(議案書順位44番朗読)

■■■さんと■■■さんは親子というようなことの中で、お父さんの土地に息子さんが家を建てるというようなことでの申請でございます。ちょうど非農地証明の現地確認いただいたところ、それにまた隣接する場所、そこに作業場と住宅が並んで建つというような形になるようでございます。これも8月12日に佐藤委員と小野推進委員と現場を確認してまいりました。地区審査でも事前調査会でも、申請どおりであれば何ら問題ないというふうになりました。

以上、お願いします。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、菊地ひとみ委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。

(議案書順位43番朗読)

この件につきまして、8月15日、加藤委員と國井推進委員と現地を確認してきました。ちょうど西根のCOMHOUSEの道路の向かいのホンダプラザの裏側に位置しております、その農地の南側に果樹園があるものの、ほかは住宅地というところでした、問題はないというふうに見てきました。なお、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位43番は、宅地分譲用敷地の転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常、宅地分譲は認められておりませんが、用途地域にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

続いて、順位44番、45番は、住宅建築用敷地の転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第34号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第35号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第35号「非農地証明願の審議について」、9ページを開きください。

(議案書順位2番、3番朗読)

申請どおりやったものの、登記っていなかったというようなことでの証明願でございます。事前審査会のほうで審議

していただきましたけれども、申請どおりであれば問題ない
というようなことであります。

ご報告申し上げます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。特にございません。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第35号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第35号は原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第36号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

議第36号「農用地利用集積計画書の審議について」、12ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

す。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第36号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第36号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第36号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで本日上程された議案については全て議決されました。以上をもちまして、本日の総会を終了します。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時02分

平成30年8月27日

第8回総会 議長.....

議事録署名委員 2番委員.....

議事録署名委員 15番委員.....